



北海道行政書士会

GYOSEISHOSHI HOKKAIDO

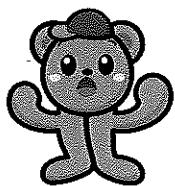


北海道遺産：京極町「京極のふきだし湧水」

行政書士北海道

2009年5月 No.295

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>
メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



ピックアップ・空知

今月のピックアップ

岩見沢市経済部新産業促進室 利雪・親雪対策担当

三島 均 主幹

沼田町地域開発課 沼田町利雪技術開発センター

伊藤 勲 主任研究員

美唄市商工交流部産業振興課

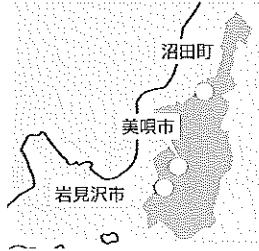
金子 幸江 主事

ピックアップ・空知支部

佐藤 武 支部長

業務資料・特集

経営承継円滑化法における行政手続



ピックアップ・空知

今月のピックアップ：利雪事業

新エネルギーとして身近で厄介者の雪を利用する事業についてお話をうかがうため、岩見沢市役所に先駆的な岩見沢市・美唄市・沼田町のご担当者にお集りいただき、インタビューをしました。



左から、沼田町の伊藤研究員、編集委員
岩見沢市の三島主幹、美唄市の金子主事

編集委員：雪氷冷熱の利用を考えついたきっかけはどういったことでしょうか。

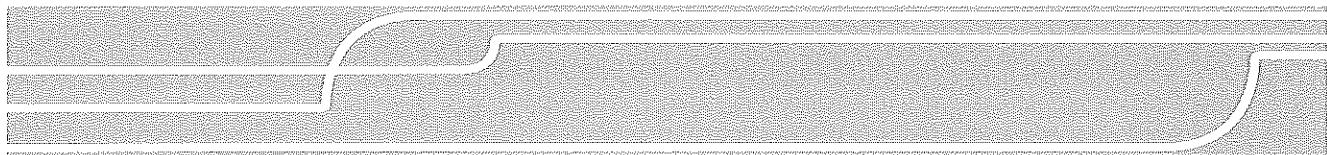
沼田町伊藤研究員：沼田町が雪利用の取り組みを始めるきっかけは、平成8年に建設したスノークールライスファクトリーです。本施設は粉バラの乾燥調製と低温貯蔵の二つの役割を備えた複合施設ですが、沼田町らしい特徴ある施設にしようと考えた時に浮かんだのが、豪雪地帯である沼田町にとってこれまで「厄介者」とされてきた「雪」を逆に利用する低温貯蔵方法でした。当時、粉貯蔵への雪冷房導入は「世界初」の試みでしたが、雪冷房が功を奏し「雪中米」という地域ブランドを誕生させました。以降、利雪への関心が高まり、「雪と共生するまちづくり」を目指す

取り組みを行っています。また以前から雪の下に野菜などを貯蔵する習慣が町に残っていたことも、現在の雪利用に繋がっていると思います。

美唄市金子主事：平成9年当時、道内の米の収穫量は1位が旭川、2位が深川、3位が美唄でした。米がたくさん穫れて、雪もたくさんあるということで、雪を利用した農産物の大規模低温倉庫を中心とした利雪産業クラスター形成を目指し、美唄自然エネルギー研究会を平成9年に立ち上げました。この研究会は産学官で構成されており、当初は美唄市内の30～40名程度から出発し現在は60～70名程度まで会員数が増え、その約半分が美唄市以外の会員です。この研究会はいわば「雪利用のよろず相談」というか

目次

ピックアップ・空知		
今月のピックアップ	2～5	
支部ピックアップ	6	
経営承継円滑化法に関する研修会が開催されました	7	
経営承継円滑化法における行政手続(前編)	8～27	
中川宏熙会員が黄綬褒章を受章されました	28	
「職務上請求書オンライン化実現のための会議」が開催されました	28	
判例研究室	29	
夕張市長が本会に来訪されました	30	
運輸相談会の報告	30	
涉外業務研修会開催のご案内	31	
新入会員	32	
会議開催状況<3～4月>	33	
申請取次行政書士管理委員会からの 大切なお知らせ	34	
編集後記	34	
広告<ワイス公共データシステム>	35	



たちで雪に興味のある方々が集っています。市内では市民が率先して雪利用に取組み、現在では民間による9施設に雪冷房が導入されています。

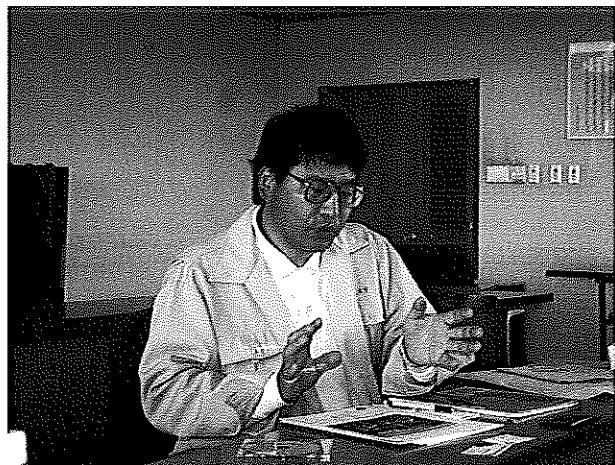
岩見沢市三島主幹：岩見沢は豪雪地帯のため、除排雪の費用がもの凄く大きいもので、なんとか費用を低減し、効率的な除排雪ができるかと市建設部の石森元部長が考え、それまで雪堆積場が1・2カ所しかなかったものから、住民のご理解を得て、使われていない公共用地を冬期の間、雪堆積場として十数箇所を利用させていただきました。その後、集めた雪をただ春になって融かすだけではもったいないということで、雪氷冷熱を利用しようと、沼田町や美唄市が雪に取り組んだことがきっかけとなつて、雪利用が新エネルギーになったこともあり、平成15年から取り組み始めました。

編集委員：食べ物だと味などもありますが、雪利用で変わるものでしょうか。

美唄市金子主事：普通の低温倉庫だと、とても湿度が低い環境です。雪の場合はほぼ0℃程度の低温で、湿度が99%と非常に高く、野菜の細胞の活性化抑制と乾燥を防ぐことができます。もう一つ、野菜の持つでんぶん質が低温順化して糖度を上げるということで、旨みが増します。それは昔から雪国で利用されていたのですが、これを上手く利用していくば、単なる出荷調整や長期保存だけではなく、付加価値



利雪による冷房を行っている岩見沢市高齢者福祉センター



岩見沢市・三島主幹
の高い農産物が可能です。

沼田町伊藤研究員：鮮度維持はもちろんですが、雪国だからできる独自のストーリーを持った商品として、商品力がUPすることにも期待しています。

編集委員：岩見沢市は現在実証試験中と伺っています。

岩見沢市三島主幹：住宅街に公共用地があり雪堆積場として利用していたところに、高齢者福祉センターと保育所があり、勾配を利用して自然に流れる融雪水を使って冷房しており、順調に稼動しています。

編集委員：使われている雪堆積場の面積は相当に大きいのでは。

岩見沢市三島主幹：未利用の公共用地はいろいろとありますし、そのような場所が十数箇所ありますので、そこに地区の除排雪した雪を持っていくかたちです。

編集委員：沼田町などは除排雪の利用はされていないのですか。

沼田町伊藤研究員：沼田町では例年10万トンもの道路除排雪が発生し、町内数箇所の雪捨場に文字通り捨てられています。この雪を捨てるのではなく、一箇所に集約して雪エネルギー供給基地として活用し



ようというのが「沼田式雪山センタープロジェクト」です。昨年4月から、現在の需要にあわせた5,000トン規模の雪山を除排雪から造成し、春から秋にかけて雪を運搬供給する事業を開始しています。町内の雪利用施設のほか、町内外のイベントへの提供などエネルギー利用以外にも活用しています。

美唄市金子主事：なぜこの雪山の発想に至ったかと言いますと、市内に民間も含めて10施設ありますが、雪を貯める貯雪庫の中に春先の雪を入れて、夏の冷房等に使うわけですけれども、暑い夏も冷房の必要ない夏もあるためにその雪が残ったり、あるいは足りなくなったりする場合があります。その時に雪がたくさんあるのだから、たくさん取りおいて自由に使えないかと。雪冷房のために貯めた雪を一気に使ってしまい無くなってしまうとその後は冷房ができないくなるというのが問題でした。それで、ではふんだんにある雪を施設の近くに集め貯めて保存し、それを供給したらどうかということになったのですが、問題点は雪の運搬コストをいかに抑えられるかが悩ましいところだと思います。その点がクリアできれば普及も進んでいくと思います。

編集委員：道路の除排雪を利用するわけではないのですね。

美唄市金子主事：雪山を作るのにも重機を使って経費がかかりますので、できれば排雪の汚い雪、きれ



利雪のために集められた雪山

いな雪を最初から分けられれば雪山を作る経費を削減できますので。ただ今年のように雪が少ないと汚い雪も使わざるを得ないです。その場合には熱交換器で冷熱だけを取り出すと。貴重な資源ですのでそういう方法で無駄にしないようにしています。

編集委員：昨年の洞爺湖サミットでも国際メディアセンターで雪冷房が使われるといったことがありました。

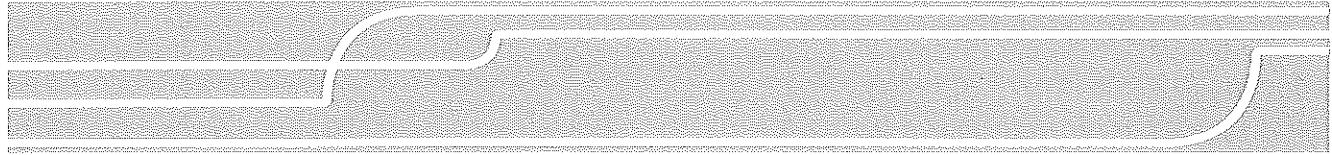
美唄市金子主事：美唄自然エネルギー研究会の技術指導を設立当初から担当されている室蘭工業大学の媚山先生が国際メディアセンター（IMC）の雪冷房システムを提案・設計されたのですが、センターの建設・冷房システムについても会員企業が携わることができました。これまで研究会で学んだ成果を伝える機会があまり無かったのですが、今回サミット会場のIMC雪冷房建設に携わり、雪国として北海道から美唄から、世界に向けて雪利用の技術を発信できたということで会員皆さんも非常に喜んでおられます。これからさらに降雪地域で雪利用が進めば良いと考えております。

編集委員：雪利用によるCO₂の削減量はどの程度でしょうか。

美唄市金子主事：雪1トンは原油換算で10リットルになり、この10リットルの原油を燃焼させた場合28キログラムのCO₂が発生するので、雪の利用は原油



美唄市・金子主事



消費量やCO₂を削減できるということで、省エネと環境保全とに貢献できるエネルギーと言えます。

沼田町伊藤研究員：沼田町ですと利用施設全体で約4,850トンですので、CO₂換算で約135,800キログラム(135.8トン)ぐらいとなります。

美唄市金子主事：さらに冷熱を取つたあとは農業などに必要な水資源としても使えるわけです。

編集委員：導入するにあたってのコストなどは。

美唄市金子主事：雪は新エネルギーとして認定され支援もあります。雪冷房導入の際、経済産業省からNEDO(ネド)を通して、行政・非営利団体では2分の1、事業者は3分の1の支援が受けられます。これらの支援を上手に使っていくことで初期投資の軽減や回収に繋がります。例えばJA美唄「雪蔵工房」米倉庫の場合、全体で5億3千万のうち1億5千万が雪利用にかかっていますが、通常の電気式の設備でも同程度の経費ということで、ランニングコストの削減、耐用年数やメンテナンスの簡易さ、地域資源の活用と省エネや環境保全効果など、これら雪のメリットを選んで導入しました。その施設や目的にあつた支援を選び活用していくことも必要ですね。

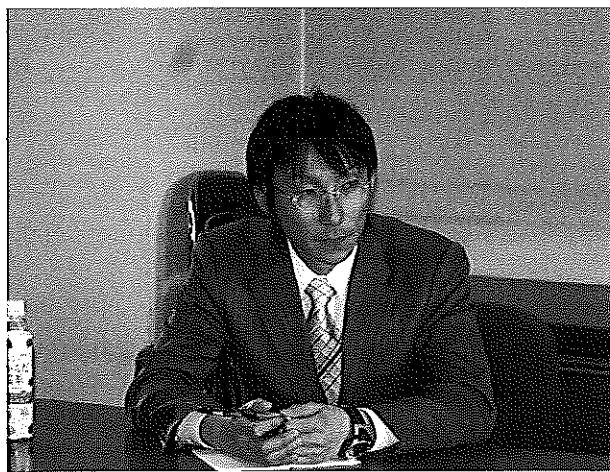
編集委員：将来像をお聞かせ下さい。

沼田町伊藤研究員：沼田式雪山センタープロジェクトとあわせた「利雪型食料貯蔵流通基地」の実現です。雪冷熱エネルギーを最大に活かした食料の貯蔵流通体制の確立を目指すものです。また、情報と農業と雪を融合した「ホワイトデーターセンター構想」を美唄自然エネルギー研究会様と共同ですすめています。雪の利用が雪国文化の再発見や新たな創造に繋がればと思います。

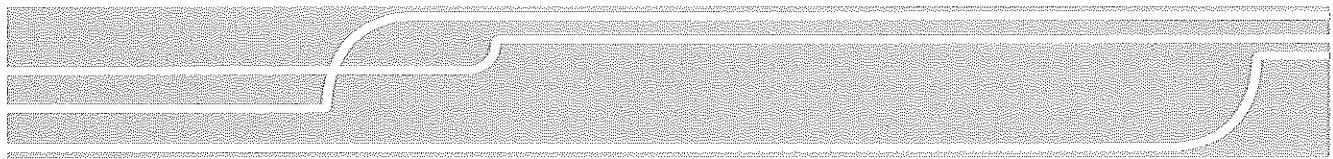
岩見沢市三島主幹：岩見沢を含めて農業地帯・水田ですから、水の利用というのがあるんですが、今年は渴水が心配されています。今は施設の冷房のみですが、雪保冷した農産物を加工したり、雪保冷した農産物を東京に持つていいか、そういう部分で活用できたらと思っています。

美唄市金子主事：ある程度雪利用の技術というのは完成されていると言って良いと思いますが、これを産業や民生とか生活の中に取り入れていく、整備していくことが重要だと思っています。整備していく中で新たな事業や産業が生まれてくる、そういう人たちに合わせながら進めていくことによって、技術も普及も進んでいくのではないかと思います。ごく当たり前に雪を生活の中で電気や電話と同じように使えるようになる、将来的には雪国の生活の一部になることが目標です。

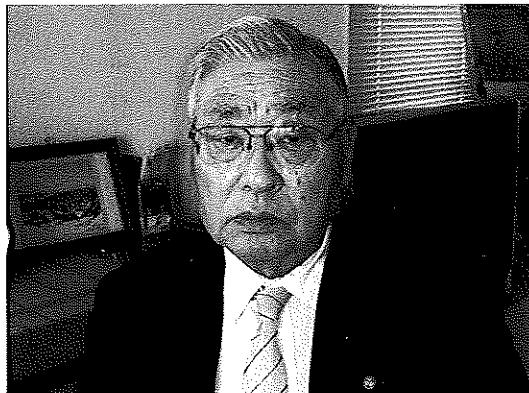
編集委員：今日はどうもありがとうございました。



沼田町・伊藤研究員



支部ピックアップ：空知支部



空知支部・佐藤武支部長

支部ピックアップ第9回は空知支部です。空知支部・佐藤武支部長にお話を聞きしました。

* * *

編集委員：空知支部の現況や特徴を教えてください。

佐藤支部長：現在の会員数は96名で減少傾向にあります。

エリアは9市14町であり、両端の距離は概ね200kmを超える広範な管内です。

当支部も、会員の高齢化、加えて世代交代が進みつつありますが、なかなか大幅には進展していないのが実状です。

編集委員：会員の業務における特徴についてお聞かせ下さい。

佐藤支部長：許認可申請業務が大半を占めており、建設業、運輸関係、産廃、その他相続などの民事関係に取組んでいる会員が多いようです。

編集委員：空知支部の取組みはどのようなものでしょうか。

佐藤支部長：支部研修会を毎年2回開催し、初回は事務局所在地で行い、2回目は比較的、法に薄い行政書士の居ない町村を選び、我々が出向き、いわゆる出前研修会を開催しておりますが、広範な地域性から参加者が20名程度と推移しております。

編集委員：夕張を抱えている状況について支部ではどのようにお考えでしょうか。

佐藤支部長：空知地方はご承知の通り、石炭産業で栄えた所で、夕張を始め赤平、歌志内、上砂川と町が疲弊し、全国的にも財政指数が下位にランクされています。支部としても支援をしていきたいところですが、何分にも支出が伴うため、道会の指示を頂き可能な限り、会員の派遣を行っているところです。

編集委員：今後の支部の取組みについて教えてください。

佐藤支部長：会員の資質向上により、どんな事案にも対応できる行政書士の育成に努めていきたいと思います。

そのためにも研修会の充実を一層図っていきたいと思います。

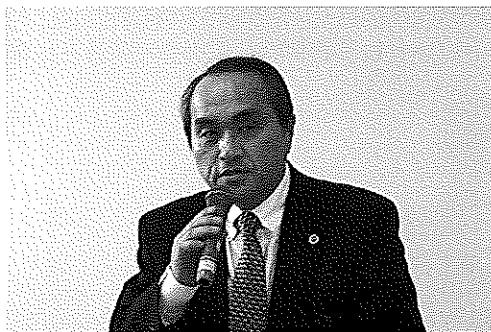
編集委員：ありがとうございました。

経営承継円滑化法に関する研修会が開催されました

平成21年3月14日、札幌市白石区の札幌市産業振興センターにおいて、経営承継円滑化法に関する研修会が、本会札幌支部と本会業務部の連携により開催されました。

午後1時半から午後3時まで、弁護士で中小企業診断士の舛田雅彦様による「事業承継に関する法制度(経営承継円滑化法)」についての講義があり、引き続き午後4時半まで、札幌支部の吉田充会員による「事業承継に関する許認可業務」の講義が行なわれました。

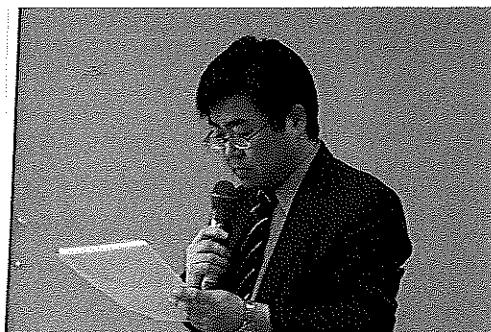
この研修は、平成20年10月1日に経営承継円滑化法(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律)の施行に関連して開催されたもので、行政書士の新規業務ということもあり、道内および札幌支部からたくさんの会員の参加があり、参加者は熱心に講師の話しに耳を傾けていました。



弁護士で中小企業診断士 外田雅彦氏



札幌支部 吉田充会員



札幌支部 大沼準会員



会場の様子



会場の様子

経営承継円滑化法における行政手続（前編）

円滑化法においては、大きく分けて3つの手続がある

①. 民法の特例適用のための確認申請

- ・最終的には司法手続（家庭裁判所の許可）を行わなければならない

②. 金融支援措置適用のための認定申請

③. 事業承継税制適用のための認定申請

- ・事前手続として「計画的承継に係る取組についての確認」がある

- ・事後手続として「事業継続報告」がある

※「確認」、「認定」という用語を混同しないように注意が必要

※この資料の理解を深めるために、以下の資料をダウンロードして読まれることをオススメします。

- ・中小企業経営承継円滑化法条文
- ・中小企業経営承継円滑化法施行規則条文
- ・中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル

※上記は、中小企業庁のホームページからダウンロードすることができます

モデル会社とその概要

会 社 名：北海総合建設株式会社

会 社 所 在 地：札幌市東区北●●条東●●丁目●番●号

業 種：建設業

資 本 金：10,000,000円

発行済株式数：1,000株

旧 代 表 者：北海源之助（現・取締役会長＝代表権は無い）

現 代 表 者：北海太郎（現・代表取締役社長）

※事業承継税制に関する申請書には、旧代表者の死亡後に申請するものがある。

そのため、本資料において事業承継税制に関する申請書については、旧代表者は死亡したものとして取り扱っている。

様式第1(民法特例の適用に関する申請書)

遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

平成21年×月×日

経済産業大臣

 ○ ○ ○ 殿

住 所 札幌市東区北●●条東●●丁目

●番●号

氏 名 北 海 太 郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第7条第1項の確認を受けたいので、
別紙その他の必要書類を添えて申請します。

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 法第7条第2項に掲げる書類各1通並びに申請書(別紙を含む。)の写し及び法第7条第2項第1号の書面の写し各2通を添付する。

特例中小企業者	会社所在地	札幌市東区北●●条東●●丁目●番●号		
	会社名	北海総合建設株式会社		
	代表者の氏名	北海太郎		
	設立日	昭和 60 年 10 月 1 日		
	資本金の額又は出資の総額 (*)	10,000,000 円		
	株式上場又は店頭登録の有無 (*)	ア 株式を上場又は店頭登録している。 ① 株式を上場又は店頭登録していない。		
	主たる事業内容 (*)	建設工事業		
	総株主又は総社員の議決権の数 (*)	1,000 個	常時使用する従業員の数 (*)	25 人
旧代表者	住所	札幌市東区北●●条東●●丁目●番●号		
	氏名	北海源之助		
	代表権の有無 (*)	あり / なし (退任日 平成 21 年 2 月 1 日)		
後継者	住所	札幌市東区北●●条東●●丁目●番●号		
	氏名	北海太郎		
	電話番号	011-×××-○○○○		
	保有議決権数及び割合 (*)	800 個 (80%)		
	旧代表者との続柄	長男		
後継者以外の推定相続人		目録記載のとおり。		
合意の内容	チェック欄	合意をした事項		
	<input type="radio"/>	旧代表者の推定相続人間の合意が特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。		
	<input type="radio"/>	法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数	400 個
	<input type="radio"/>	法第 4 条第 1 項第 2 号の規定による合意	左記合意の対象とした株式等に係る議決権の数及び価額	200 個 500 万円
	<input type="radio"/>	法第 4 条第 3 項の規定による合意		
	法第 5 条の規定による合意			
	<input type="radio"/>	法第 6 条第 1 項の規定による合意		
	<input type="radio"/>	法第 6 条第 2 項の規定による合意		

(記載要領)

- (*)の事項については、合意をした日における状況を記載すること。
- 「合意の内容」欄については、合意をした事項の「チェック欄」に○印を記載し、「添付書欄」には当該事項を確証できる書類及び該当箇所(例:合意書第●条)を記載すること。

後継者以外の推定相続人目録

住 所	札幌市東区北●●条東●●丁目●番●号		
氏 名	北海花子		
電 話 番 号	011-×××-〇〇〇〇	旧代表者との続柄	妻

住 所	札幌市北区太平●条●丁目●番●号		
氏 名	北海次郎		
電 話 番 号	011-×××-〇〇〇〇	旧代表者との続柄	次男

住 所	札幌市中央区宮の森●条●丁目●番●号		
氏 名	札幌香織		
電 話 番 号	011-×××-〇〇〇〇	旧代表者との続柄	長女

住 所			
氏 名			
電 話 番 号		旧代表者との続柄	

合意書(サンプル)

北海総合建設株式会社の旧代表者である北海源之助の推定相続人である北海花子、北海太郎、北海次郎及び札幌香織は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき、以下の通り合意する。

第1条 本合意は、北海太郎が北海源之助からの贈与により取得した北海総合建設株式会社の株式につき遺留分の算定に係る合意等をすることにより、北海総合建設株式会社の承継の円滑化を図ることを目的とする。

第2条 北海花子、北海太郎、北海次郎及び札幌香織は、以下に掲げる事項を相互に確認するものとする。

- ①. 北海源之助が北海総合建設株式会社の代表取締役であったこと
 - ②. 北海花子、北海太郎、北海次郎及び札幌香織が、いずれも北海源之助の推定相続人であり、これらの人以外に北海源之助の推定相続人が存在しないこと
 - ③. 北海太郎が、現在北海総合建設株式会社の総株主の議決権1,000個の過半数である800個を保有していること
 - ④. 北海太郎が、現在北海総合建設株式会社の代表取締役であること

第3条 北海花子、北海太郎、北海次郎及び札幌香織は、北海太郎が北海源之助からの平成21年〇〇月〇日付け贈与により取得した北海総合建設株式会社の株式600株について、以下の通り合意する。

- ①. 上記600株のうち400株について、北海源之助を被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分算定のための持ち戻しの対象としない。
 - ②. 上記600株のうち200株については、北海源之助を被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための持ち戻しの価額を500万円(1株あたり25,000円。税理士〇〇〇〇〇が相当な価額として証明したもの)とする。

第4条 北海花子、北海太郎、北海次郎及び札幌香織は、北海源之助の推定相続人間の衝突を図るために、以下に掲げる贈与について、北海源之助を被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分算定のための持ち戻しの対象としないことを合意する。

- ①. 北海花子が平成〇〇年〇月〇日付けの贈与により取得した定期預金1,500万円
 - ②. 北海次郎が自宅用不動産購入資金として平成〇〇年〇月〇日付けの贈与により取得した現金
1,300万円。
 - ③. 札幌香織が平成〇〇年〇月〇日付けの贈与により取得した下記の不動産
不動産の表示
【以下省略】

第5条 北海太郎が第3条の合意の対象とした株式の一部又は全部を処分(無償譲渡を含む)した時又は、北海源之助の生存中に北海総合建設の代表取締役を退任した時は、北海花子、北海次郎及び札幌香織は、北海太郎に対して、それぞれ金●●●万円を請求できるとともに、共同して本合意を解除することができる。

第6条 北海太郎は、本合意成立の日から1ヶ月以内に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

2. 北海花子、北海次郎及び札幌香織は、前項の確認手続に必要な書類の収集、提出等、北海太郎の確認申請手続に協力するものとする。

第7条 北海太郎は、前条に定める経済産業大臣の確認を受けた時は、当該確認を受けた日から1ヶ月以内に、本合意書第3条及び第4条の合意につき、管轄家庭裁判所に対して中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第8条所定の許可審判の申立をするものとする。

2. 北海花子、北海次郎及び札幌香織は、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、北海太郎の許可審判申立手続に協力するものとする。

第8条 本合意書第7条及び第8条に係る費用は、北海太郎が負担するものとする。

2. 北海花子、北海次郎及び札幌香織が、本合意書第6条及び第7条に定めた手続に協力するにあたって費用が発生した時は、その費用相当額を北海太郎に対し請求できるものとする。

以上の通り共同相続人全員による合意が成立したので、これを証するため本書を作成し次に各自署名押印のうえ印鑑登録証明書を添付する。

平成 年 月 日

推定相続人

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

(以下余白)

経済産業大臣 殿

誓 約 書

当社は、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社ではないことを誓います。

平成 年 月 日

会社所在地

会社名

代表者氏名

(印)

添付書類(遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書)

- ①. 合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある書面
 - ・当該合意に関する書面
 - ・当該合意の当事者全員が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面

※同一の書面にしても構わない
- ②. 「固定合意」をした際は、その価額を証明する書類
 - ・弁護士、税理士等の証明書
- ③. 印鑑登録証明書
- ④. 定款の写し
 - ・現在定款
- ⑤. 登記事項証明書
- ⑥. 従業員数証明書
厚生年金保険、健康保険の標準報酬月額決定通知書
- ⑦. 貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
 - ・直前3事業年度
- ⑧. 上場又は店頭登録していない旨の誓約書
- ⑨. 農業生産法人である旨の農業委員会の証明書
 - ・農業生産法人の場合のみ
- ⑩. 戸籍謄本等
 - ・合意の当事者が旧代表者の推定相続人の全員であることを証する戸籍謄本等
 - 旧代表者の出生から合意日までの連続した戸籍謄本等
 - 推定相続人全員の戸籍謄本等

……etc
- ※相続人確定調査のときに収集するものとほぼ同様
- ⑪. 株主名簿の写し

※家庭裁判所の許可について(最高裁判所のホームページより抜粋)

1. 概要

この申立ては、平成21年3月1日施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」中の「遺留分に関する民法の特例」の規定に基づく遺留分の算定に係る合意の許可を求めるものです。

「遺留分に関する民法の特例」の規定においては、一定の要件を満たす中小企業の後継者が、所要の手続を経ることを前提として、以下の特例などの適用を受けることができる旨定められています。

(1)後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと

(2)後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時における価額とすること

この手続を利用するためには、旧代表者の推定相続人(兄弟姉妹及びその子を除く。)全員で合意書面を作成し、その合意をした日から1か月以内に、後継者が経済産業大臣に対して、合意についての確認の申請を行う必要があります。後継者は、その確認を受けた日から1か月以内に、家庭裁判所にこの申立てをする必要があります。

家庭裁判所は、その合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ合意を許可することができません。許可の審判が確定すると、合意の効力が生じます。

※対象となる中小企業や後継者等の範囲、合意書面の記載内容、経済産業大臣の確認の手続、各相談機関の連絡先等については、中小企業庁のホームページをご覧いただくことができます。

2. 申立人

経済産業大臣の確認を受けた後継者

3. 申立ての時期

経済産業大臣の確認を受けた日から1か月以内

4. 申立先

旧代表者の住所地の家庭裁判所

5. 申立てに必要な費用

収入印紙800円

連絡用の郵便切手(申立てされる家庭裁判所へ確認してください。)

6. 申立てに必要な書類

申立書 1通

「遺留分に関する民法の特例に係る確認証明書」(経済産業大臣作成) 1通

(「確認書」ではなく、「確認証明書」を提出してください。)

合意書面のコピーを推定相続人(申立人を除く。)の人数分の通数

推定相続人全員(申立人を含む。)の戸籍謄本各 1通

旧代表者の戸籍・除籍・改製原戸籍謄本(出生から現在までのもの)各 1通

(戸籍・除籍・改製原戸籍謄本については、経済産業大臣の確認に伴い、経済産業省から還付されたもので
も差し支えありません。)

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

※本手続は「審判」手続です。

【解説】**遺留分に関する民法特例制度**

遺留分減殺請求によって自社株式が散逸することを防ぐために、後継者に対する自社株の生前贈与について、後継者と遺留分権利者の全員の「合意」をもって民法上の特例措置を講ずることができるものとした。

特例制度適用の要件**①. 特例中小企業者であること**

- ・円滑化法第2条に定める中小企業者
- ・一定期間以上継続して事業を行っている中小企業者→3年以上
- ・株式の上場又は店頭登録をしていない中小企業者

②. 旧代表者が後継者に対して株式等を生前贈与していること

- ・「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であった者(代表者である者も含む)で、株式等を贈与した者→既に退任していても、後継者とともに代表であっても良い
- ・「後継者」とは、旧代表者の推定相続人であつて旧代表者から株式等の贈与を受けた者→民法上の推定相続人とは異なり兄弟姉妹及びその子は含まれない
- ・「株式等」とは、経営上の意思決定に関与しない完全無議決権株式を除く株式または、合資・合名・合同会社の持分

③. 後継者が、議決権の過半数を有していること**④. 後継者が、特例中小企業者の代表者であること**

- ・合意する時点において、特例中小企業者の代表者でなければならない

民法特例に係る合意の内容**①. 除外合意**

- ・後継者が贈与を受けた株式等を遺留分算定基礎財産から除外する旨の合意
→ サンプル合意書では第3条①がこれにあたる

②. 固定合意

- ・後継者が贈与を受けた株式等の評価額を合意時で固定する旨の合意
→ サンプル合意書では第3条②がこれにあたる

③. 付隨合意

- ・後継者が贈与を受けた株式等以外の財産についても遺留分の算定基礎財産から除外する旨の合意 → サンプル合意書には記載が無い
- ・後継者以外の推定相続人が贈与を受けた財産について遺留分の算定基礎財産から除外する旨の合意 → サンプル合意書では第4条がこれにあたる

※①と②は、併用可能

民法特例適用の手続

経済産業大臣に対する確認申請

①. 経済産業大臣の確認事項

- ・当該合意が当該特例中小企業者の経営の円滑化を図るためにされたものであること
- ・申請をした者が当該合意をした日において後継者であったこと
- ・当該合意をした日において、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものにかかる議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50以下であったこと
- ・法第4条第3項の規定による合意をしていること
→ 後継者が合意に係る株式等を処分した場合と旧代表者の生存中に後継者が経営に従事しなくなつた場合に後継者以外の推定相続人がとることができるとする措置について定めておくこと

②. 申請手続

- ・申請先は、当分の間経済産業省本省(中小企業庁財務課)だが、各地方経済産業局への提出でも可

家庭裁判所の許可

経済産業大臣による確認後、家庭裁判所に対して許可申立を行つて家庭裁判所の許可を得なければ、民法特例は適用されない

様式第6(金融支援措置に関する申請書)

認定申請書

(施行規則第6条第1項第7号以外の事由に該当する場合)

平成21年〇月〇日

経済産業局長 殿

会社所在地 札幌市東区北●●条東●●丁目●番●号

会社名 北海総合建設株式会社

代表者の氏名 北海太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(同法施行規則第6条第1項第7号の事由に係るものを除く。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 主たる事業内容 | 建設工事業 |
| 2. 資本金の額又は出資の総額 | 10,000,000円 |
| 3. 常時使用する従業員の数 | 25人 |

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 申請者が個人である場合、記名欄には住所及び氏名を記載する。
- 次に掲げる書類を添付する。
 - 申請書(別紙1及び2を含む。)の写し
 - 認定申請日における申請者の従業員数証明書
 - 申請者が会社である場合にあっては、次に掲げる書類
 - 申請者の登記事項証明書(認定申請日の前3月以内に作成されたものに限る。)
 - 認定申請日における申請者の定款の写し
 - 申請者の詰定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
 - 申請者が上場会社でない旨の誓約書
 - 申請者が個人である場合にあっては、申請者の詰定申請日の属する年の前年の計帳簿及び貸借対照表
又はこれらに準ずる書類並びに事業内容の概要を記載した書類
 - その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、法第12条第1項の詰定要件を満たすことを示す。

- 経営の承継を行うこととなつた原因
別紙1の該当する事項を記載する。
- 事業活動に支障を生じさせる事由
別紙2の該当する事項を記載する。

(別紙1)

経営の承継を行うこととなった原因

代表者が退任したこと。

氏　名　北海源之助

退任日　平成21年〇月〇日

退任理由　高齢及び次世代への経営の承継のため

※承継事由が「代表者の死亡」である場合は以下のようになる

代表者(代表者であった者を含む。)が死亡したこと。

氏　名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等(代表者の死亡を証する書類)

(別紙2)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

名 称：○○銀行株式会社

所在地：札幌市中央区大通西●丁目●番●号

取引先金融機関からの借入金額(A)

100,000,000円

借入金額の総額(B)

230,000,000円

取引先金融機関からの借入金額の割合(%, A／B × 100)

43.48%

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容

(内容については記載省略)

(提出書類)

取引先金融機関からの借入に係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶
その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が20%以上のものを記載する。なお、該当するものが複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

※その他経済産業省は、以下のような事由を例示している。

①. 申請者が、当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。

取得する株式の価格

(提出書類)

1. 認定申請日における株主名簿の写し

2. 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類

②. 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額

(提出書類)

1. 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2. 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

③. 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

申請者の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における売上高等の合計の見込額(A)

上記の前事業年度の同時期における3月間の売上高等の合計(B)

売上高等の見込減少割合(%、 $100 - A / B \times 100$)

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する。

④. 仕入先からの仕入に係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額(A)

仕入額の総額(B)

仕入先からの仕入額の割合(%、 $A / B \times 100$)

取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

(記載要領)

「仕人先」については、「仕人先からの仕人額の割合」が20%以上の者を記載する。

なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

⑤. その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

※申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。(記載例は省略)

①. 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

1. 認定申請日における株主名簿の写し

2. 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

②. 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

1. 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2. 申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

③. 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

- ④. 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもつてする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

- ⑤. 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

- () ⑥. その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

()

【解説】**金融支援措置**

先代経営者の死亡や退任により事業承継する場合には、多額の資金が必要になるケースがある。

そこで円滑化法では、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者に対し、金融支援措置を講じることとした。

例)

- ・相続などにより分散した株式等や事業用資産の買取り
 - ・相続税の納税資金
 - ・経営者の交代による信用の低下に伴う資金繰りの悪化
 - ・親族外承継に伴う株式等の買取り資金
- ……etc

金融支援措置の概要**①. 中小企業信用保険法の特例**

普通保険(限度額2億円)、無担保保険(同8,000万円)、特別小口保険(同1,250万円)が別枠化され、これにより中小企業者が信用保証協会の債務保証を受けることで金融機関からの資金調達を行いやさくなることを想定している。

	中小企業者	認定を受けた中小企業者
普通保険	2億円	2億円+2億円
無担保保険	8,000万円	8,000万円+8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円+1,250万円

・想定されている資金使途

- ・株式等や事業用資産の買取り資金
- ・信用状態が低下している場合の運転資金 等

②. 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発公庫法の特例

認定を受けた中小企業者の代表者個人が必要とする資金であつて、中小企業の事業活動に必要なものについて、代表者個人が融資を受けられる。

- ・事業用資産等を担保とする借り入れに係るもの弁済資金
 - 相続によって、代表者の個人資産を担保とした資金の借り入れによる債務を承継した場合
- ・株式等又は事業用資産の買取り資金
 - 後継者個人が買い取る場合
 - 第三者の会社に対する貸付金や未収金の弁済も含む
 - MBO・EBOも対象となる
- ・代償分割や遺留分減殺の原資としての資金
- ・相続税、贈与税の納税資金
- ・その他、事業活動の継続のために後継者個人が必要とする資金

金融支援措置適用の手続

経済産業大臣に対する認定申請

・認定要件

- ・上場会社、店頭公開会社でないこと
- ・先代経営者の死亡又は退任により下記の事由が生じていること
 - ・代表者以外の者が持っている株式等や事業用資産を取得する必要があること
 - 相続により後継者以外の相続人に株式等が分散した
 - 株式等や事業用資産を持つ者が売却を希望している
 - MBO・EBO等の場合に先代経営者から株式等を譲り受ける
 - ・株式等や事業用資産に係る多額の相続税や贈与税の納税が見込まれること
 - ・先代経営者の死亡又は退任後3ヶ月間の売上高又は販売数量が前年同期3ヶ月間の80／100以下に減少することが見込まれること
 - ・仕入れに係る取引条件が不利益になるように設定又は変更されたこと
 - 仕入れ総額に占める割合が20／100以上の仕入先に限る
 - ・取引先金融機関との取引に支障があったこと
 - 返済条件、借り入れ条件の悪化
 - 借入額の減額
 - 与信取引の拒絶
 -etc
 - ・代償分割や遺留分減殺について合意等があつたこと
 - 裁判上又は裁判外の和解(遺産分割協議等)
 - 審判の確定や調停の成立(家事審判)
 - ・その他、事業活動の継続に支障を生じさせること

・申請手続

・提出書類

認定申請書

別紙1及び別紙2

添付書類

別紙1及び別紙2に係る添付書類(書式サンプル内の「提出書類」がこれにあたる)

・提出先

各地方経済産業局

※認定後に「認定書」が交付される

認定後に金融機関等で融資の申込みを行うことになるが、認定を受けたからといって融資が実行されると
は限らない

・認定の取り消し

下記に該当することが判明した時は、認定が取消されることになります。

- ・認定申請に係る代表者が退任したこと
- ・個人事業主の場合は、中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと

中川宏熙会員が黄綬褒章を受章されました

この度、春の褒章において、本会の中川宏熙会員が黄綬褒章を受章されました。

受賞のご感想

「思いがけなく、図らずも受賞する運びとなりました。ありがとうございます。

この栄誉は私個人ではなく、北海道行政書士会が頂戴したと認識しております。

この道に約40年携わり会務も昭和62年より業研部長、そして平成5年より副会長を拝命させて頂きました。

これもひとえに様々な皆様のおかげで業務を継続できた結果と存じます。」

受賞おめでとうございます。益々のご活躍を祈念申し上げます。

「職務上請求書申請オンライン化 実現のための会議」が開催されました

平成21年4月14日、本会会議室において、「職務上請求書申請オンライン化実現のための会議」が開催されました。

日行連からは、深貝亨副会長のほか、相羽利子認証局運営委員会委員長(新潟会会长)および委員の鎌田敬鹿児島会長、小松靖道日本商工会議所情報推進部長の2名が本会主催により出席され、熊本会から村上幹夫電子対策部長が出席されました。北海道情報政策課からは近藤晃司参事をはじめ4名が参加されました。

会議では、全国の行政書士が使用できる汎用性のある制度構築に向け、各種行政手続オンライン化への取組状況および北海道会の事業プランについての報告・意見が交わされました。企画開発部、総務部の連携により早期の実現を目指します。





設問

後見人が被後見人所有の財物を横領した場合における刑法244条1項の準用について。

(参考)

刑法第244条1項 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

回答

近時、後見人が被後見人の財産を横領するなどの違法行為が発生し、その責任が強く問われる案件が増加しているようです。その多くは、成年後見において被後見人の財産管理能力が低下していることから発生するものと思われますが、近時、未成年後見の事案での横領について、平成20年2月18日最高裁判所第一小法廷決定がなされましたので紹介致します。

本件は、家庭裁判所から選任された未成年後見人である被告人が、共犯者2名と共に上、後見の事務として業務上預かり保管中の未成年被後見人の貯金を引き出して横領したという業務上横領の事案であるところ、被告人は、未成年被後見人の祖母であるから、刑法255条が準用する同法244条1項により刑を免除すべきであるとの主張がなされました。

これに対して最高裁は、「刑法255条が準用する同法244条1項は、親族間の一定の財産犯罪については、国家が刑罰権の行使を差し控え、親族間の自律にゆだねる方が望ましいという政策的な考慮に基づき、その犯人の処罰につき特例を設けたにすぎず、その犯罪の成立を否定したものではない(最高裁昭和25年(れ)第1284号同年12月12日第三小法廷判決・刑集4巻12号2543頁参照)」として同条の趣旨を述べました。そして、「一方、家庭裁判所から選任された未成年後見人は、未成年被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について未成年被後見人を代表するが(民法859条1項)、その権限の行使に当たっては、未成年被後見人と親族関係にあるか否かを問わず、善良な管理者の注意をもつて事務を処理する義務を負い(同法869条、644条)、家庭裁判所の監督を受ける(同法863条)。また、家庭裁判所は、未成年後見人に不正な行為等後見の任務に適しない事由があるときは、職権でもこれを解任することができる(同法846条)。このように、民法上、未成年後見人は、未成年被後見人と親族関係にあるか否かの区別なく、等しく未成年被後見人のためにその財産を誠実に管理すべき法律上の義務を負っていることは明らかである」との解釈を示しました。

その上で、「そうすると、未成年後見人の後見の事務は公的性質を有するものであって、家庭裁判所から選任された未成年後見人が、業務上占有する未成年被後見人所有の財物を横領した場合に、上記のような趣旨で定められた刑法244条1項を準用して刑法上の処罰を免れるものと解する余地はない」としました。このことから、「したがって、本件に同条項の準用はなく、被告人の刑は免除されないと判示しました。

夕張市長が本会に来訪されました

平成21年4月21日(火)に、本会が2月、3月に行つた社会貢献活動の夕張市民向け支援業務(確定申告及び指名参加申請)について、藤倉肇夕張市長及び夕張市総務課税務管財グループ総括主幹・三浦謙氏並びに同グループ主幹・近野正樹氏が御礼のため来会され、本会加藤会長と江谷総務部長との会談が行われました。

平成20年から行われている支援業務は、2年目になり市民及び市職員からの反響も多く大変感謝しておりますと御礼の言葉を頂きました。

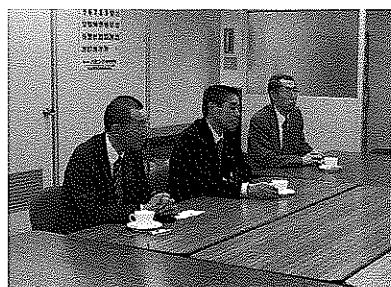
藤倉市長は、今後も本会からの支援を頂けますようお願い致しますと次年以降についても支援のお願いがあり、加藤会長も本会として前向きに取り組んでいく姿勢を表しました。



左から夕張市藤倉市長・三浦主幹・近野主幹



会談の様子



左から本会江谷総務部長・加藤会長・吉田事務局長



左から加藤会長・藤倉市長・江谷部長

運輸相談会の報告

去る3月27日、30日、31日の3日間、札幌運輸支局と帯広運輸支局において、それぞれの支部会員の協力のもと運輸相談会が行われました。新規や移転、抹消等の登録手続きが非常に混み合うこの時期に例年行われている相談会ですが、札幌での3日間の延べ相談件数は541件、帯広では299件でした。

(表は相談件数の内訳)

区分	札幌	帯広
新規登録	2	5
移転・変更	284	116
抹消	222	161
その他	33	17
相談の合計	541	299



会場の様子



札幌運輸支局

渉外業務研修会開催のご案内

下記の要領で通算第26回研修会を実施します。

講師は東京都行政書士会の榎本行雄先生です。ご存じの方も多いと存じますが、榎本先生は「詳解国際結婚の手引き第2版」(明石書店)など数多くの渉外業務関連図書の編著を手掛けられており、行政書士界の渉外業務第一人者ともいえる方です。

今回は実務面から在留特別許可について、また今回の入管法の抜本改正についての解説をしていただきます。

記

開催日時：平成21年6月27日(土曜日) 午後2時30分から5時00分まで

開催場所：ホテルノースイン札幌(北農健保会館)

札幌市中央区北4条西7丁目

(JR札幌駅・市営地下鉄さっぽろ駅下車、西側徒歩5分)

- テーマ：1. 「認知による(在特一定住)」事案
- 2. 「入管法改正について」<20年ぶりの(法律改正の中身)>

講 師：東京都行政書士会 榎 本 行 雄 先生

参 加 費：会員／受講料3,000円(資料代込) + 会費5,000円(半年間分)
会員外(ビジター)／受講料5,000円

申込方法：氏名、所属支部、電話番号、FAX番号を記載の上、

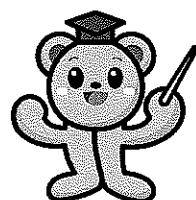
下記へFAXでお申し込み下さい。

申込先：国際法務研究会事務局(滝沢事務所気付) 担当／堀川
FAX番号：011-261-2657

申込締切：平成21年6月19日(金曜日)まで

※研修会終了後、講師の榎本先生を囲み懇親会を開催します(会費4,000円程度)。

主 催：行政書士国際法務研究会



New Face 新入会員



えんどう ゆうだい
遠藤 雄大 昭和44年6月1日生
 網走支部 平成21年3月1日入会
 事務所 斜里郡斜里町港町5番地9
 TEL 0152-23-3640
 FAX 0152-23-1002

〈コメント〉



こさか ひろあき
小坂 弘章 昭和48年7月4日生
 札幌支部 平成21年3月1日入会
 事務所 札幌市中央区北14条西15丁目1番35号
 TEL 011-768-7032
 FAX 011-707-1103

〈コメント〉



とうみや じゅんじ
東宮 淳二 昭和48年1月15日生
 札幌支部 平成21年3月1日入会
 事務所 江別市野幌末広町27番地の7
 TEL 011-382-0184
 FAX 011-382-0184

〈コメント〉

相続計算など業務にお役立てできるツールも制作しています。興味がございましたら、私までご一報ください。



ちだ ひろのり
千田 浩文 昭和51年9月22日生
 函館支部 平成21年3月1日入会
 事務所 二海郡八雲町住初町67番地
 TEL 0137-62-3161
 FAX 0137-64-2611

〈コメント〉



きむら さとる
木村 悟 昭和24年1月23日生
 札幌支部 平成21年3月1日入会
 事務所 千歳市自由ヶ丘3丁目3番4号
 TEL 0123-24-8951
 FAX 0123-24-8968

〈コメント〉

20年来、保険代理店業を営んできましたが、1級ファイナンシャル・プランナーの資格を活かすべく、本会に入会させていただきました。これからは団塊の世代の仲間の皆様に多少なりともお役に立つことができれば本望だと思っております。どうかご指導宜しくお願ひ致します。



そとざき だいすけ
外崎 大輔 昭和45年12月18日生
 札幌支部 平成21年4月2日入会
 事務所 札幌市中央区大通西15丁目3番地12
 大通西ビル7階
 TEL 011-621-1771
 FAX 011-644-1333

〈コメント〉



ながおか ひでかず
長岡 秀和 昭和33年7月5日生
 網走支部 平成21年4月2日入会
 事務所 北見市とん田東町539番地1
 ビズプラザAIMU2階202号
 TEL 0157-33-5710
 FAX 0157-33-5710

〈コメント〉



いはら ひさとし
井原 久敏 昭和23年1月28日生
 網走支部 平成21年4月2日入会
 事務所 北見市常呂町字常呂220番地2
 TEL 0152-54-2293
 FAX 0152-54-2293

〈コメント〉



さとう よしお
佐藤 芳夫 昭和23年10月6日生
 十勝支部 平成21年4月2日入会
 事務所 帯広市西19条南3丁目9番8号
 TEL 0155-33-6969
 FAX 0155-67-8168

〈コメント〉

4月2日づけで登録されました十勝支部の佐藤芳夫です。還暦の新人ですが、宜しくお願いします。もとは東京で建築関係(構造設計)の仕事をしておりました。故郷に帰り行政書士と建築設計事務所(2級建築士・6月開設予定)をやる予定です。



みなかた ひろゆき
南方 宏幸 昭和29年5月4日生
 札幌支部 平成21年4月2日入会
 事務所 札幌市中央区南17条西10丁目2番20
 610号
 TEL 011-532-7212
 FAX 011-532-7212

〈コメント〉

30年余流通業界で勤めてきました。人生の「林住期」を迎え、仕事と務めを果たせる場を与えられ感謝しております。

会議開催状況 <3~4月>

〈理事会・常任理事会・正副会長会〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第2回正副会長会	平成21年 3月 3日	本会会議室	(1)当面する課題について (2)その他
第13回常任理事会	平成21年 3月 21日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成20年度事業報告及び決算見込みについて (2)平成21年度事業計画及び収支予算案について (3)平成21年度収支予算案について (4)その他 理事会付議案件について (5)当面する課題について
第3回理事会	平成21年 3月 28日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 (3)緊急特別、ADR推進各委員会からの報告 ②協議事項 (1)平成20年度事業報告について (2)平成20年度決算見込について (3)平成21年度事業計画について (4)平成21年度収支予算について (5)北海道行政書士会会則施行規則の一部改正について (6)経理事務細則、旅費細則、弔慰見舞細則、事務処理細則について (7)職務上請求書払出細則について (8)その他
第1回常任理事会	平成21年 4月 24日	リンクージプラザ	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成20年度事業報告及び決算報告について (2)平成21年度事業計画及び収支予算について (3)定時総会議案について (4)当面する課題について (5)その他

〈委員会〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第12回登録調査委員会	平成21年 3月 4日	本会会議室	登録調査 新規7名、変更4名
第3回成年後見制度準備委員会	平成21年 3月 5日	本会会議室	
第20回ホームページ運営委員会	平成21年 3月 5日	本会会議室	
第17回会報編集委員会	平成21年 3月 11日	本会会議室	
第6回申請取次行政書士管理委員会	平成21年 3月 13日	本会会議室	
第4回成年後見制度準備委員会	平成21年 3月 13日	本会会議室	
第9回研修委員会	平成21年 3月 17日	本会会議室	
第21回ホームページ運営委員会	平成21年 3月 17日	本会会議室	
第6回ADR推進委員会	平成21年 3月 19日	本会会議室	
第1回登録調査委員会	平成21年 4月 8日	本会会議室	登録調査 新規15名、変更2名
第1回ホームページ運営委員会	平成21年 4月 8日	本会会議室	
第1回長期会費等滞納整理委員会	平成21年 4月 9日	本会会議室	
第1回ADR推進委員会	平成21年 4月 10日	本会会議室	
第1回申請取次行政書士管理委員会	平成21年 4月 14日	本会会議室	
第1回成年後見制度準備委員会	平成21年 4月 15日	本会会議室	
第1回選挙管理委員会	平成21年 4月 16日	本会会議室	
第1回研修委員会	平成21年 4月 21日	本会会議室	
第1回会報編集委員会	平成21年 4月 22日	本会会議室	
第2回ホームページ運営委員会	平成21年 4月 23日	本会会議室	

申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ

申請取次の資格者を証明する届出済証明書の有効期間は3年間です。証明書の有効期間満了の4か月前から2か月前位までに必要な書類を整えた上で、本会事務局に申請してください。

平成21年1月より、新規・更新届出の受付は毎月末日締めとさせていただきます。新届出済証明書が発行されるまで、さらに1か月程度かかる見込みですので、業務に支障がないように余裕を持って申請を行なってください。

届出済証明書の有効期間の間に、日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会の指定する実務研修会を1回以上受講する必要があります。受講していない場合または更新期間が既に経過している場合には、更新届出ができませんのでご注意ください。



編集後記

現在の会報編集委員で発行する会報は、今号で最後となります。

この2年間の紙面を振り返ると、「ピックアップ」では道内を元気にする活動、特に今年はエコロジーをキーワードに話題を取り上げ、「支部ピックアップ」では各支部長に支部の活動や会員の業務の様子をうかがい、全道の支部を2年間に渡つて取材しました。

また、昨年度の「電子化特集」「法人化を問う」、今年度の「後見最前線」では、行政書士業務の新規業務と新業務形態について、各1年間の特集を組んで取り上げてきました。

毎号、編集委員とその他関係者が編集会議を重ねて会報を発行してきたわけですが、その苦労を支えてくださったのは、合同支部研修などの様子を取材に行つた編集委員に暖かい声を掛けてくださった会員の皆様であり、忙しい中で業務資料を提供してくださった会員のご協力のおかげであると、編集委員一同、会員の皆様に心より感謝を申し上げます。

2年間、会報をご愛読いただきありがとうございました。

次期編集委員会にもご期待下さい。

2009.5. 第295号
平成21年5月25日発行

発行人：加藤 隆夫
編集人：松井 隆文

発行所：北海道行政書士会
印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目1番4号
北1条サンマウンテンビル5階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)
北洋銀行本店 (普 0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)
北洋銀行札幌営業部 (普 389444)
振替口座 02730-0-8224 番

会員数の概要

総会員数		前年同月比	前月比
1,492	(個人 1,481・法人 11)	+9	-2
男性	1,354	女性	127

平成21年4月末現在

次号の記事の締切は6月末です。

北海道行政書士会々員の皆様、いつもありがとうございます。

"民間"分析機関 受付実績 No.1 ワイズ公共データシステム

建設業 経営状況分析

おかげさまでまもなく開設1周年

北海道営業所(札幌市) 大好評 受付中

さらに"便利"に
"迅速"に 道内各地から
瞬時に分析申請



- 郵送作業不要=外出不要
- 休日・夜間・早朝申請OK
- オンライン振込にも対応
- 分析結果通知書は
札幌より発送いたします

送付日数

最大 2 日 → 0

電子申請で
印刷が不要になる!

印刷枚数

50枚 → 0枚

電子申請で
キャッシュバック増額

キャッシュバックポイント／申請

標準コース(法人)
1,500pt → 標準コース
(法人) 3,000pt
累進制度で最大
5,000pt

すぐに開始できます

新しく必要な費用

0円

パソコン・インターネット環境・
スキャナ又はFAXがあればすぐにできます。

初回3期分も心配なし

データの入力直し

クリックス社、ホツクス社等システム
入力データを取り込んで電子申請可能です。

不要



Wise PDS

Business Public Data System

経営状況分析機関
登録番号4

ワイズ公共データシステム株式会社

<http://www.wise-pds.jp/> ワイズ公共 検索

北海道営業所／〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目11番地1 23山京ビル7階 TEL011-802-7685
本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL026-232-1145
福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ3階 TEL092-292-8101

JJAびばいプライベートブランド米

「雪蔵工房」

雪蔵工房の秘密

玄米の冬眠。これがびばいのお米「雪蔵工房」の秘密です。せっかく玉のような美しい肌に生んでも、肌が荒れてしまうかもしれません。お米も同じです。保存に工夫をしなければ、穀層が分離して肌ずれが起こり、新米のおいしさが失われます。雪蔵工房は、北海道ならではの環境にも優しい雪エネルギーを活用し、細心の注意をはらって5℃前後の温度と湿度70%の最適な環境で貯蔵し、玄米のまま冬眠させる「雪零温貯蔵」が新米そのままの味をお届けする「雪蔵工房」の秘密なのです。

お問い合わせ

〒072-0001 美唄市大通り東1条北1丁目2番1号

美唄市農業協同組合

TEL.0126-63-0526(米麦課直通)

ご購入は
インターネットで
どうぞ!

<http://www.ja-bibai.or.jp>

5kg

JJA 北海道美唄市農業協同組合



雪中米

豊富な雪解け水が美味しいお米を育てながらのはさかけ米を主本に、自然の風でゆっくり時間をかけて乾燥させたあと精搾りをしています。夏季は、自然の雪(雪エネルギー)を利用して、新米の風味を保つように雪温で蓄えています。



雪中米
ななつぼし

北海道
沼田町

お問い合わせ

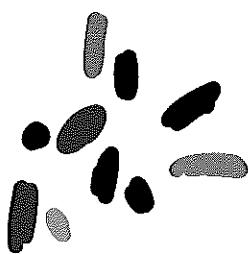
〒078-2202 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号

沼田町役場 農業振興課

TEL.0164-35-2114 FAX.0164-35-2339

E-mail nougyou@town.numata.hokkaido.jp

表紙の写真



京極のふきだし湧水

京極町

蝦夷富士「羊蹄山」に降った雨や雪解け水が滻過され、地中のミネラルを加えながら50~70年という長い時間を経て流れ出る恵みの湧水です。「京極のふきだし湧水」は国内最大級のもので、1日の湧水量は8万トン、30万人の生活水に匹敵します。1985年、環境庁の「名水百選」にも選ばれ、この自然が与えてくれた、おいしい水を求めて訪れる人が絶えません。

北海道遺産

Hokkaido Heritage